

スミス以後の貧困問題と 19 世紀初頭の政治経済学

荒井智行（中央大学大学院博士後期課程）

I はじめに

1790 年代のブリテンでは、産業革命の進展とフランス革命後の政治的激動、ならびに断続的な凶作と食糧価格の高騰が結びつくことによって貧困問題が深刻化していた。19 世紀初頭において政治経済学の最高権威とされるデュガルド・スチュアート（1753 - 1828）がそれ以前の政治経済学の研究方法を修正した理由には、こうした貧困問題が大きな影響を及ぼしていた。スチュアートは、1800 年から 9 年間エディンバラ大学で行った政治経済学講義の初年度の「1800 - 1801 年冬季における政治経済学講義の計画」において、貧民救済に比重を置いていた。同「計画」は、「人口」、「国富」、「貧民」、「救済行政 (Collective Police)」、「予防行政 (Preventive Police)」、「教育」の 6 部門によって構成されている (Works VIII, xvii-xx)。この構成は、同講義で正式決定される目次において「人口」、「国富」、「貧民」、「教育」の 4 部門構成へと短縮されることになるが、彼の政治経済学体系に占める貧民救済が講義の開講当初から重要な役割を担わされていたことを意味する。

本報告では、同講義の内容が収められている『政治経済学講義¹』（以下『講義』と略記）全体に散在している貧困に関する彼の見解に注目して考察し、貧困問題についての彼の現実認識とそれに基づく貧困対策および経済思想との関連を明らかにすることを目的とする。そしてそれらを通じて、スチュアートの経済社会のビジョンを示し、彼の政治経済学のもつ意義を探る。スミス以後において、これらの時期に生じた貧困問題がいかに論じられ、どのような政治経済学が展開されたのかを見出すのが本報告の狙いである。

II 穀物倉庫の設置をめぐる

18 世紀末の 2 度の大凶作（1795 年と 1799 年）に見舞われたブリテンでは、長期の視点に基づくスミス自由貿易論に対する懐疑的な見方がヤングを始めとして少なくとも、穀物倉庫の設置をめぐる正確な統計を示すことが主要テーマとされていたが、スチュアートの場合にもこうした論調を強く帯びていた。彼は、『講義』において国内の公共の穀物倉庫の設立の重要性を強調している。彼が現実の貧困問題への対策として穀物倉庫の設置を擁護した背景には、彼の救貧史観が深く関わっていた。彼は、ノルマン・コンクレスト後のスコットランドの救貧史を詳細に検討することによって、生存に必要な食糧の提供が正当

¹ スチュアートの政治経済学講義は、エディンバラ・レビュー（ブルーム、ジェフリ、ホーナー、シドニ・スミス）を始め、後の時代に多大な影響を与えたことで知られる（より詳しくは、Veitch 1854-1860, Winch 1983, Fontana 1985, Rashid 1985, 1991, Corsi 1987, Milgate and Stimson 1996, 2009, Macintyre 2003 を参照）。同講義は、ウィリアム・ハミルトンがスチュアートの講義ノートと補足的に学生ノートを利用して編集し 1855 年に出版された。

化されるとする民衆の権利意識を生み出していった伝統的な社会の規範とコンセンサスの歴史的形成を描き出している。これは、ポランニーが指摘した「社会的権威」によって管理された「統制的市場²⁾」を意味していた。ここで注目されるのは、スチュアートにおいて、そうした「社会的権威」の下で食糧暴動へと駆り立てる人々の行動が、スコットランドの長い生活習慣と伝統によって形成されてきたと考えられていることである³⁾。そのなかで特に重要な例としてあげられているのが、スコットランドの教区救貧院と救貧法であり、これらは人道的な貧民救済を当然だとする社会的合意に基づいていた。

(1) 教区救貧院について。スチュアートは、15世紀以降のスコットランドの救貧史について概説し、なかでも、17世紀初頭のエリザベス期以降に貧民救済の枠組みが定着したスコットランドの教区救貧院に特に着目している(Works IX, 286 - 294)。そしてその運営について、教区長による節約に基づく懸命な行いを高く評価している。(2) 救貧法について。スチュアートは、1579年のエリザベス救貧法がその後の救貧制度を基礎づけた点で高く評価したほか、1698年の救貧法は、「乞食の抑圧と貧民の保護および雇用」においてきわめて重要な法律だと述べる。彼によれば、同法律がその後廃止されても、同救貧法による貧民救済の法的理念は18世紀を通じて存続し続けた。1744年と1757年の救貧法を参考にしながら、スコットランドの最高裁判所は、貧民救済に対して重要な権限を有するとともに救貧法の制定において賢明に尽力してきたと考える。彼は述べている。「だが、スコットランドにおいて貧民が救済を受ける法的請求権を保持しているのは、わが国の最高裁判所の幾度も決定によって疑問の余地なく定められている一つの原理なのである」(Works IX, 294)。そして、スコットランドの最高裁判所による貧民救済に対するこの「原理」はなお保持し続けられているとされる。例えば1804年の救貧法は、食糧の高価格によって自活できない状態にある人々に対して救済資格を与えた点で高く評価されている。

これらの点から、スチュアートは、スコットランドの教区救貧院と救貧法に関して、貧民の生存維持に重要な役割を果たしてきたとともに、救済体系の精密化において19世紀初頭にまで影響を及ぼしてきたと考える。ここで重要だと思われるのは、彼がこれらの貧民救済を特別に称えているのには、上述した「統制的市場」の下での社会的義務が果たされなかった場合に食糧暴動が引き起こされると考えていたからこそ、貧民の生存を守るための社会的規範と義務としてこれらの貧民救済に積極的な意義を与えようとしていることである。これらの内容から、スチュアートは、スコットランドの長い貧民救済と伝統に根ざした運動をいわば権利論的に把握することによって、食糧不足時に備えるための公共の穀

²⁾ ポランニー(1957, 63 - 71, 邦訳, 84 - 95)によれば、「統制的市場」とは、非競争的な「統制という伝統的特徴」を持ち、そこでは貧民に対する食糧供給が当然の義務とされ、貧民の生存を守ることが社会的義務であるとする市場取引のことである。例えば、穀物取引は、公開の場で栽培者から消費者に直接になされるべきであるとされ、彼らの間に入り込む中間商人は排除の対象とされた。こうした規範は、中世の時代からおよそ18世紀末に至るまで長く保持し続けてきたとされる。

³⁾ ただし、スチュアートは、政治経済学を対立的に捉えなかった点で、E.P.トムスンが主張するモラル・エコノミーの立場には立っていない。E.P.トムスンのモラル・エコノミー論については、音無(1998)を参照。

物倉庫の設置を必要不可欠と考えていたということが出来る。

III 貧困認識の変化と貧困対策

18世紀末における激しい救貧論争が行われていた中で、スチュアートは、以下の理由から前節で見たようなスコットランドの貧民救済がもはや存続しえないと考えざるをえなくなった。第1に、救貧法について、スチュアートは、ハウレットの『諸原因の不十分さ』(1788)やイーデンの『貧民の状態』(1797)に依拠して、スコットランドに限らずフランスにおいても救貧税が課せられているところでは、貧民をますます増加させ、食糧価格の高騰を招いていることを指摘している。そうした観点から、温情主義的な貧民救済には批判的な立場に立ち、マルサスの『人口論』第2版を取り上げ、その中で述べられている救貧法の漸次的撤廃の提案に同意した(Works IX, 273 - 286)。

第2に、救貧院に関しては、とりわけ「慈善救貧院(Charity workhouses)」が問題にされる。彼は、教区救貧院で見られた人道主義的救済とは大いに異なるものとして、慈善救貧院の劣悪な労働環境で働かされる貧民の状態を特に深刻な問題だとしている(Works IX, 302 - 305)。しかし、慈善救貧院にかんして単に道徳的な見地から批判しているだけではなかった。その「維持費用」が救貧税だけではその運営費全体を補いきれないほどの過重な負担となって、慈善救貧院が「長期的に運営していくことは不可能」だったからである。彼は、救貧法と慈善救貧院による従来の救済方法が労働環境の悪化と国内財政の負担に関わる問題であることを強く認識することによって、それらに代わる新たな救貧対策の必要を確信するに至った。

スチュアートの貧民救済論の射程は、スミス『国富論』第4編第5章「奨励金について」の基本認識に立って、穀物取引を統制下に置く重商主義政策への批判にも及んでいる。しかし、スチュアートは、自由貿易の確立と長期的な経済発展によって、労働者一般の貧困状態を改善しうるとは必ずしも楽観していなかった。例えば、分業の弊害について彼は深刻に受け止めている。スチュアートの分業論については、彼の道徳哲学における進歩の強調に基づく機械賛美の思想⁴が、分業の弊害について長期的には「自己是正」へと導びくとし、彼の楽観性を強調しようとする解釈がこれまで多かったように思われる。しかし、彼はこうした観点から分業の効果を強調する一方で、分業の弊害の改善策として「国民の教育制度(a system of national instruction)の確立」が必要だと考えていた。

スチュアートは、貧困問題のうちで、無法で無秩序な下で悲惨な労働環境に置かれていた工場労働者の状態をもっとも深刻なものとして受け止めている。特に、これらの時期にかけて生じた木綿工場における教区徒弟の集団的雇用によって引き起こされた幼い児童の工場内での過重労働を問題にしている。18世紀末以降のブリテンでは、児童労働の強化は、

⁴ スチュアートの道徳哲学における進歩的な思想については、(Stewart 1792, 228 - 251)を参照。

労働の専門化、経済的役割の分化の増大、ならびに人道主義の解体によって押し進められた。工場制度は、家内工業制度がもっていた家庭による代償機能をまったくもたない状況下で、その最悪の諸特徴を引き継いでいた (Thompson 1963, 333 - 340, 邦訳, 398 - 406 頁)。スチュアートは、児童の長時間労働、狭い室内での油などから発せられる有毒ガスの吸引、伝染病ならびに過労死について詳細に記している。そうした背景の中で、スチュアートは、工場労働の弊害の改善に努めたニューラナークにおけるデヴィッド・デイルの木綿工場が優れていることを指摘したほか、大都市を中心に激増し「放蕩な道徳心」をもった「孤児と極貧の子供たち」を保護するための「孤児院」の設立の必要を主張した。これは、「弊害が日々進行している急速な発展は、何らかの即効性のある救済 (some immediate remedy) の適用を必要とするように思われる」(Works IX, 273) と述べているように、彼が、短期の問題として困窮者の増加に対する対策が急務だと考えていたからにはほかならない。穀物不足時の対策として、パンに代わるジャガイモの国内生産の拡大と米の大量かつ定期的な輸入が必要であると彼が主張した (Works IX, 141 - 145, 319 - 321) のも、天候によって生産が左右され易い小麦にのみ主食として依存することから脱却する緊急の必要を強調するためであった。さらに彼はそれらに加えて主として次の3つの貧困対策を提唱している。

第1に、下層階級の財産所有である。ここで注目されるのは、下層階級の財産所有についてスチュアートが「少しばかりの」と限定している点である。「少しばかりの財産所有」は、彼らが「節約心」や「自制」の習慣を身につける上で特に重要だと考えられた。その具体的な対策として、マルサスが『人口論』第2版で論じた「地方銀行」とウィットブレッドが『救貧法に関する演説』(1807)の中で提唱した「国民銀行」があげられている。スチュアートによれば、それらの銀行は、「希望と大志」を貧民に与えることによって「彼らの勤労および卑しい職業を活気づける」利点をもつ。貧民は、それらの銀行を利用することによって、財産所有の有無を意識するようになり、「生活改善願望」を抱き、「勤労意欲」をもつようになるからである。

第2に、監獄システムの改善である。1790年以降のブリテンでは、殺人や財産の侵犯行為が多発していた。スチュアートは、『講義』の中で下層階級による低価格のアルコール飲料の暴飲と酩酊から生じるアルコール中毒による犯罪を特に問題にしている (Works VIII, 313 - 318)。彼にとって、監獄は、こうした犯罪の抑制に効力をもつだけでなく、貧民の更生や道徳的改善を促す上でも重要であった。彼は、ベンサムのパノプティコンに特に注目し、非人道的で懲罰的な監獄ではなく教育的要素を兼ね備えた監獄の改善を推奨している。

第3に賃金政策である。スチュアートは、下層階級に対する高賃金は怠惰をもたらし彼らの勤労意欲を喪失するとし、逆に、彼らに対する低賃金は、生存に耐えうるぎりぎりの額しか与えられないため、彼らの勤労意欲を刺激させないと考えた。そこで彼は、いずれの立場にも与せず低賃金の意味を拡大・深化させ、生活改善と道徳的改善を促すための(低)賃金の漸次的上昇を構想した。

の救済の余地がどれほどあるのだろうか。これらの問いは、実際には、政治経済学 (Political Economy) のあらゆるもっとも重要な諸考察を含んでいるといえよう。……私がこれまで折に触れて述べてきたその諸原理 [人口、国富、貧民の保護についての主題] が正しく考察されるならば、それらが必然的に至る結論についてほとんど疑いの余地はないだろう」 (Works IX, 325, 傍点は筆者)。

スチュアートは、この箇所では政治経済学の範囲の中に教育をあげていないが、政治経済学が扱うべきテーマとして人口・国富・貧民救済に加えて教育をも取り入れた。それは、スチュアートが 18 世紀末以降の教育改革の進行に注意を払っていたからにほかならない。『講義』の第 4 編「下層階級の教育について」では、欧米の教育制度を参考にして、主として (1) 下層階級の基礎教育 (読み・書き・算術)、(2) 安価なもしくは無料教育の提供、(3) 奨学金制度の確立と図書館の設立、(4) 上層階級の教育 (歴史、地理、算術、英語、独語、仏語) の必要が主張される。

スチュアートの貧民救済論において教育が重要な役割を担わされていたように、彼にとって、教育は、人々の知的道徳的改善を促進するだけでなく、彼らの労働への動機づけと勤労意欲を高める上でも政治経済学に必要な要素であったといえる。この当時において、政治経済学という用語それ自体が人々に浸透していないだけでなく、まだ学としての政治経済学が確立されていない中で、スチュアートが、18 世紀末以降の貧困問題と教育に着目し、それらを政治経済学の方法としてもっとも早い時期に取り込んだ点にこそ、彼の政治経済学の意義が見出されるのではないだろうか。

参考文献

- Polanyi, K. (1957) *The Great Transformation: The Political and Economic Origins of Our Time*, repr. Boston, Beacon Press. 吉沢英成・野口建彦・長尾史郎・杉村芳美訳『大転換——市場社会の形成と崩壊——』東洋経済新報社, 1975 年。
- Stewart, D. [1792] (1994) *Elements of the Philosophy of the Human Mind*, in *The Collected Works*, XI vols. (1854 - 1860), ed., Sir W. Hamilton, vol. II, Edinburgh, Thomas Constable / London, A. Hamilton; repr. Bristol, Thoemmes Press.
- [1800 - 1810] (1994) *Lectures on Political Economy*, in *The Collected Works*, XI vols. (1854 - 1860), ed., Sir W. Hamilton, vols. VIII - IX, Edinburgh, Thomas Constable / London, A. Hamilton; repr. Bristol, Thoemmes Press.
- 音無通宏 (1998) 「モラル・エコノミーとポリティカル・エコノミー」『経済学史学会年報』第 36 号, 10 月。

※参考文献表は報告当日に配布致します。